告示

○総務省告示第三百四十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十九条第二項に規定する政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、みんなの党から訂正の報告があったので、平成二十六年総務省告示第三百五十一号（政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） **〔みんなの党〕（平成25年分）** **みんなの党兵庫県第１区支部** ［略］ ［１・２　略］ ３　支部政党交付金による支出総額　10,511,285 ［略］ 支部基金支出充当額総額　1,511,285 ［４　略］ ５　支部政党交付金による支出の内訳 ［略］ 事務所費　1,400,465 合　計　10,511,285 ６　支出項目別金額の内訳 ［略］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 事務所家賃２月－８月　735,000　㈱ストーク　豊岡市 事務所家賃９月－11月　315,000　〃　〃 ［略］ 合　計　1,400,465 ［７　略］	**支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **〔みんなの党〕（平成25年分）** **みんなの党兵庫県第１区支部** ［同左］ ［１・２　同左］ ３　支部政党交付金による支出総額　10,616,285 ［同左］ 支部基金支出充当額総額　1,616,285 ［４　同左］ ５　支部政党交付金による支出の内訳 ［同左］ 事務所費　1,505,465 合　計　10,616,285 ６　支出項目別金額の内訳 ［同左］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 事務所家賃１月－８月　840,000　行政書士・井坂信彦事務所　神戸市 事務所家賃９月－11月　315,000　会社格安センター㈱　〃 ［同左］ 合　計　1,505,465 ［７　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である　。	

○総務省告示第三百四十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十八条第二項において準用する同法第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、結いの党から訂正の報告があったので、平成二十七年総務省告示第百九十七号（政党助成法の規定による政党の解散等に係る政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。